

令和6年度

予 算 書

長 岡 市

# 目 次

議案第2号	令和6年度長岡市一般会計予算	1
議案第3号	令和6年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算	特1
議案第4号	令和6年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算	特4
議案第5号	令和6年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	特7
議案第6号	令和6年度長岡市介護保険事業特別会計予算	特10
議案第7号	令和6年度長岡市下水道事業会計予算	特13
議案第8号	令和6年度長岡市水道事業会計予算	特19
議案第9号	令和6年度長岡市簡易水道事業会計予算	特25

# 一 般 会 計

## 令和6年度長岡市一般会計予算

令和6年度長岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,985,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		<b>37,459,000</b>
	1 市 民 税	15,213,000
	2 固 定 資 産 税	17,019,000
	3 軽 自 動 車 税	1,024,000
	4 市 た ば こ 税	1,780,001
	5 鉱 産 税	780,001
	6 入 湯 税	35,001
	7 都 市 計 画 税	1,607,997
2 地 方 譲 与 税		<b>1,337,001</b>
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	300,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	950,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	87,000
3 利 子 割 交 付 金		<b>11,000</b>
	1 利 子 割 交 付 金	11,000
4 配 当 割 交 付 金		<b>150,000</b>
	1 配 当 割 交 付 金	150,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		<b>170,000</b>
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	170,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		<b>690,000</b>
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	690,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		<b>6,800,000</b>
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,800,000
8 ゴルフ場利用税交付金		<b>29,000</b>
	1 ゴルフ場利用税交付金	29,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		<b>150,000</b>
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	150,000
10 地 方 特 例 交 付 金		<b>1,463,000</b>
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,416,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	47,000
11 地 方 交 付 税		<b>28,540,000</b>
	1 地 方 交 付 税	28,540,000

(単位 千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		<b>24,000</b>
	1 交通安全対策特別交付金	24,000
13 分担金及び負担金		<b>1,468,179</b>
	1 分 担 金	2,528
	2 負 担 金	1,465,651
14 使用料及び手数料		<b>1,841,463</b>
	1 使 用 料	871,641
	2 手 数 料	969,822
15 国 庫 支 出 金		<b>17,809,740</b>
	1 国 庫 負 担 金	12,475,968
	2 国 庫 補 助 金	5,282,450
	3 委 託 金	51,322
16 県 支 出 金		<b>8,870,387</b>
	1 県 負 担 金	5,543,147
	2 県 補 助 金	2,743,818
	3 委 託 金	583,422
17 財 産 収 入		<b>329,786</b>
	1 財 産 運 用 収 入	217,653
	2 財 産 売 払 収 入	112,133
18 寄 附 金		<b>3,058,653</b>
	1 寄 附 金	3,058,653
19 繰 入 金		<b>4,750,144</b>
	1 基 金 繰 入 金	4,750,144
20 繰 越 金		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		<b>7,678,146</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	46,001
	2 市 預 金 利 子	100
	3 貸付金元利収入	6,105,003
	4 受託事業収入	51,584
	5 雑 入	1,475,458
22 市 債		<b>11,355,500</b>
	1 市 債	11,355,500
歳 入 合 計		<b>133,985,000</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		<b>551,756</b>
	1 議 会 費	551,756
2 総 務 費		<b>18,934,183</b>
	1 総 務 管 理 費	17,094,359
	2 徴 税 費	818,246
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	703,677
	4 選 挙 費	155,673
	5 統 計 調 査 費	75,762
	6 監 査 委 員 費	86,466
3 民 生 費		<b>44,429,125</b>
	1 社 会 福 祉 費	19,953,145
	2 児 童 福 祉 費	22,453,653
3 生 活 保 護 費		2,022,327
	1 社 会 福 祉 費	19,953,145
	2 児 童 福 祉 費	22,453,653
4 衛 生 費		<b>9,851,480</b>
	1 保 健 衛 生 費	4,887,930
	2 清 掃 費	4,576,075
	3 上 水 道 費	387,475
5 労 働 費		<b>334,193</b>
	1 労 働 諸 費	334,193
6 農 林 水 産 業 費		<b>3,067,840</b>
	1 農 業 費	2,858,747
	2 林 業 費	182,475
3 水 産 業 費		26,618
	1 農 業 費	2,858,747
	2 林 業 費	182,475
7 商 工 費		<b>4,797,533</b>
	1 商 工 費	4,797,533
8 土 木 費		<b>18,377,247</b>
	1 土 木 管 理 費	1,133,457
	2 道 路 橋 り よ う 費	5,984,301
	3 河 川 費	499,478
	4 港 湾 費	3,459
	5 都 市 計 画 費	6,767,785
6 住 宅 費	3,988,767	

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		<b>6,982,825</b>
	1 消 防 費	6,982,825
10 教 育 費		<b>10,215,903</b>
	1 教 育 総 務 費	2,500,882
	2 小 学 校 費	2,935,971
	3 中 学 校 費	1,742,487
	4 幼 稚 園 費	35,708
	5 総 合 支 援 学 校 費	167,479
	6 社 会 教 育 費	1,296,534
7 保 健 体 育 費		1,536,842
	1 保 健 体 育 費	1,536,842
11 公 債 費		<b>16,392,915</b>
	1 公 債 費	16,392,915
12 予 備 費		<b>50,000</b>
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		<b>133,985,000</b>

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	栃尾支所庁舎解体事業	653,000	令和6年度	65,300
				令和7年度	587,700
2 総務費	1 総務管理費	リリックホール 空調設備改修事業	250,000	令和6年度	125,000
				令和7年度	125,000
2 総務費	1 総務管理費	与板地域 交流拠点施設(仮称) 整備事業	1,700,000	令和6年度	183,600
				令和7年度	1,516,400
2 総務費	1 総務管理費	長岡戦災資料館 移転整備事業	1,360,000	令和6年度	278,000
				令和7年度	1,082,000
9 消防費	1 消防費	栃尾地域防災拠点 整備事業	1,125,000	令和6年度	25,000
				令和7年度	1,100,000

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に準じて特定事業として選定した、長岡ニュータウン運動公園野球場の整備・管理運営事業費	令和6年度から 令和24年度まで	長岡ニュータウン運動公園野球場整備・管理運営事業において、市と選定事業者とが締結する契約額
長岡地域土地開発公社の事業資金(長岡市の関係事業分)借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和10年度まで	424,774
長岡地域土地開発公社の中之島中央産業団地整備事業用地造成資金借入れに対する債務保証	令和6年度から 令和10年度まで	235,369
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業経営支援借換対応特別融資について行う信用保証に対する損失補償	令和6年度から 令和16年度まで	3,000
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金について行う信用保証に対する損失補償	令和6年度から 令和16年度まで	1,500
「長岡市小国診療所」指定管理者委託料	令和6年度から 令和16年度まで	475,876
戸籍システム標準化業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	27,302
塵芥車賃借料	令和6年度から 令和14年度まで	65,000
常備消防車両購入費	令和6年度から 令和7年度まで	250,000

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備事業	336,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
普通財産整備事業	19,200			
地域情報通信基盤整備事業	198,300			
トキ分散飼育施設整備事業	1,600			
リリックホール整備事業	171,000			
市立劇場整備事業	1,800			
文化センター整備事業	563,400			
アオーレ長岡整備事業	6,100			
町内公民館整備事業	4,200			
コミュニティセンター整備事業	492,100			
地域会館整備事業	21,500			
旧公民館解体事業	24,000			
地域振興施設整備事業	5,000			
与板地域交流拠点施設(仮称)整備事業	68,400			
川口地域交流拠点施設(仮称)整備事業	4,000			
長岡戦災資料館整備事業	156,900			
老人福祉施設整備事業	298,500			
デイサービスセンター整備事業	141,200			
社会福祉施設整備事業	84,400			
保育所整備事業	804,500			
児童福祉施設整備事業	239,400			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	404,100			
診療所施設整備事業	9,200			
廃棄物処理施設整備事業	187,100			
旧廃棄物処理施設解体事業	2,600			
県営土地改良事業	191,400			
団体営土地改良事業	26,400			
林業施設整備事業	15,600			
産業団地基盤整備事業	91,500			
観光施設整備事業	53,900			
建設発生土処理場整備事業	22,500			
道路橋りょう整備事業	2,152,500			
河川整備事業	355,100			
急傾斜地崩壊対策事業	14,100			
街なみ環境整備事業	44,200			
市街地再開発事業	261,600			
公園整備事業	184,500			
駐車場整備事業	11,500			
公営住宅建設事業	109,300			
消防施設整備事業	321,300			
水防施設整備事業	8,600			
津波情報発信設備整備事業	20,000			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
除雪機械整備事業	75,800			
道路消雪施設整備補助事業	118,800			
投流雪施設整備事業	11,000			
小学校整備事業	145,900			
中学校整備事業	156,100			
総合支援学校整備事業	900			
社会教育施設整備事業	65,900			
体育施設整備事業	504,400			
過疎地域持続的発展特別事業	148,600			
臨時財政対策債	850,000			
借換債	1,149,400			
計	11,355,500			

# 国民健康保険事業特別会計

## 令和6年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度長岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,288,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		<b>3,552,922</b>
	1 国民健康保険料	3,552,922
2 国民健康保険税		<b>35</b>
	1 国民健康保険税	35
3 使用料及び手数料		<b>835</b>
	1 手 数 料	835
4 国庫支出金		<b>18,475</b>
	1 国庫補助金	18,475
5 県支出金		<b>17,522,594</b>
	1 県補助金	17,522,594
6 財産収入		<b>38</b>
	1 財産運用収入	38
7 繰入金		<b>2,148,563</b>
	1 一般会計繰入金	1,898,563
	2 基金繰入金	250,000
8 繰越金		<b>1</b>
	1 繰越金	1
9 諸収入		<b>45,137</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	24,614
	2 雑 入	20,523
歳 入 合 計		<b>23,288,600</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		<b>287,830</b>
	1 運営協議会費	503
	2 総務管理費	246,161
	3 医療費適正化特別対策事業費	19,994
4 保険料徴収費		<b>21,172</b>
	1 療 養 諸 費	17,137,976
	2 移 送 費	100
	3 出産育児一時金	40,017
2 保 険 給 付 費		<b>17,204,244</b>
	4 葬 祭 費	26,150
	5 傷病手当金	1
	1 医療給付費	3,666,277
	2 介護納付金	437,235
3 国民健康保険事業費納付金		<b>5,480,903</b>
	3 後期高齢者支援金	1,377,391
	1 医療給付費	3,666,277
4 保 健 事 業 費		<b>220,547</b>
	1 保健事業費	220,547
5 基金積立金		<b>38</b>
	1 基金積立金	38
6 公 債 費		<b>5,156</b>
	1 公 債 費	5,156
7 諸 支 出 金		<b>88,882</b>
	1 償還金及び還付加算金	22,724
	2 繰 出 金	66,158
8 予 備 費		<b>1,000</b>
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		<b>23,288,600</b>

# 国民健康保険寺泊診療所事業特別会計

## 令和6年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算

令和6年度長岡市の国民健康保険寺泊診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		<b>35,305</b>
	1 外 来 収 入	34,054
	2 その他の診療収入	1,251
2 使用料及び手数料		<b>104</b>
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	100
3 繰 入 金		<b>66,158</b>
	1 他 会 計 繰 入 金	66,158
4 繰 越 金		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		<b>32</b>
	1 雑 入	32
歳 入 合 計		<b>101,600</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		<b>78,756</b>
	1 施 設 管 理 費	78,756
2 医 業 費		<b>22,344</b>
	1 医 業 費	22,344
3 予 備 費		<b>500</b>
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		<b>101,600</b>

# 後期高齢者医療事業特別会計

## 令和6年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度長岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,732,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		<b>2, 884, 843</b>
	1 後期高齢者医療保険料	2, 884, 843
2 使用料及び手数料		<b>11</b>
	1 手 数 料	11
3 繰 入 金		<b>844, 310</b>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	844, 310
4 繰 越 金		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		<b>3, 335</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	414
	2 雑 入	2, 921
歳 入 合 計		<b>3, 732, 500</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		<b>30, 494</b>
	1 総 務 管 理 費	28, 135
	2 保 険 料 徴 収 費	2, 359
2 後期高齢者医療広域連合納付金		<b>3, 698, 980</b>
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 698, 980
3 諸 支 出 金		<b>2, 926</b>
	1 償還金及び還付加算金	2, 926
4 予 備 費		<b>100</b>
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		<b>3, 732, 500</b>

# 介護保険事業特別会計

## 令和6年度長岡市介護保険事業特別会計予算

令和6年度長岡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,454,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		<b>6, 128, 145</b>
	1 介護保険料	6, 128, 145
2 分担金及び負担金		<b>5, 302</b>
	1 負担金	5, 302
3 使用料及び手数料		<b>602</b>
	1 手数料	602
4 国庫支出金		<b>6, 726, 977</b>
	1 国庫負担金	4, 969, 336
	2 国庫補助金	1, 757, 641
5 支払基金交付金		<b>7, 704, 965</b>
	1 支払基金交付金	7, 704, 965
6 県支出金		<b>4, 296, 077</b>
	1 県負担金	4, 139, 894
	2 県補助金	156, 175
	3 委託金	8
7 財産収入		<b>72</b>
	1 財産運用収入	72
8 繰入金		<b>4, 591, 542</b>
	1 一般会計繰入金	4, 314, 788
	2 基金繰入金	276, 754
9 繰越金		<b>1</b>
	1 繰越金	1
10 諸収入		<b>917</b>
	1 延滞金、加算金及び過料	50
	2 雑収入	867
歳入合計		<b>29, 454, 600</b>

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		<b>425, 722</b>
	1 総務管理費	247, 695
	2 保険料徴収費	2, 941
2 保険給付費		<b>28, 028, 404</b>
	1 介護給付費	28, 008, 562
	2 その他諸費	19, 842
3 地域支援事業費		<b>994, 985</b>
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	511, 184
	2 包括的支援事業・任意事業費	482, 250
4 基金積立金		<b>73</b>
	1 基金積立金	73
	5 諸支出金	
1 償還金及び還付加算金		4, 153
2 保険給付費		263
6 予備費		<b>1, 000</b>
	1 予備費	1, 000
歳出合計		<b>29, 454, 600</b>

# 下水道事業会計

## 令和6年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	106,800	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	47,800,000	m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	130,959	m <sup>3</sup>
(4) 浄 化 槽 設 置 基 数	383	基
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 公共下水道事業 管渠整備事業、ポンプ場整備事業、処理場整備事業</li> <li>◦ 特定環境保全公共下水道事業 管渠整備事業、ポンプ場整備事業、処理場整備事業</li> <li>◦ 農業集落排水事業 管渠整備事業、処理場整備事業</li> <li>◦ 特定地域生活排水処理事業 浄化槽整備事業</li> </ul>	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		10,364,300 千円
第 1 項	営 業 収 益		5,461,167 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		4,832,821 千円
第 3 項	特 別 利 益		70,312 千円
		支	出
第 1 款	事 業 費 用		10,364,300 千円
第 1 項	営 業 費 用		9,704,941 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		654,899 千円
第 3 項	特 別 損 失		3,460 千円
第 4 項	予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,380,200千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,469千円、過年度分損益勘定留保資金238,824千円、当年度分損益勘定留保資金2,743,907千円及び減債積立金200,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,945,200 千円
第1項 企業債	2,092,500 千円
第2項 国庫補助金	908,029 千円
第3項 他会計出資金	897,303 千円
第4項 負担金	44,987 千円
第5項 貸付金回収金	2,380 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	7,325,400 千円
第1項 建設改良費	3,254,100 千円
第2項 企業債償還金	4,067,920 千円
第3項 投資	2,380 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,253千円及び7,524円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	松葉排水ポンプ場設備更新事業	83,000	令和6年度	32,400
				令和7年度	50,600
資本的支出	建設改良費	関東町排水ポンプ場設備更新事業	177,500	令和6年度	57,000
				令和7年度	120,500
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センター汚泥脱水設備更新事業	1,171,000	令和6年度	65,800
				令和7年度	499,200
				令和8年度	606,000
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化センターゲート設備更新事業	235,500	令和6年度	71,000
				令和7年度	164,500
資本的支出	建設改良費	栃尾下水処理センター受変電設備更新事業	238,000	令和6年度	79,400
				令和7年度	158,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	2,092,500	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	2,092,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 272,861 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 雨水処理に要する経費に対する負担金	1,374,252 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費に対する補助金	811,300 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費に対する補助金	8,473 千円
(4) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金	132,878 千円
(5) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金	6,943 千円
(6) 不明水の処理に要する経費に対する補助金	50,077 千円
(7) 普及特別対策に要する経費に対する補助金	10,845 千円
(8) 緊急下水道整備特定事業に要する経費に対する補助金	2,106 千円
(9) 農業集落排水緊急整備事業に要する経費に対する補助金	3,020 千円
(10) 下水道事業債(特例措置分)の企業債利子に対する補助金	716 千円
(11) 補正予算債の企業債利子に対する補助金	140 千円
(12) 下水道事業債(広域化・共同化分)の企業債利子に対する補助金	709 千円
(13) 地方公営企業法の適用に要する経費に対する補助金	6 千円
(14) 個別排水処理施設整備事業に要する経費に対する補助金	130 千円
(15) その他下水道事業の支出に対する補助金	666,603 千円
合計	3,068,198 千円

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和6年度長岡市下水道  
収益的収入

(単位 千円)

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		10,364,300	
	1	営業収益	5,461,167	
		1 下水道使用料	4,086,754	
		2 他会計負担金	1,374,252	
		3 その他営業収益	161	
	2	営業外収益	4,832,821	
		1 他会計補助金	1,693,946	
		2 国庫補助金	31,000	
		3 県補助金	6,500	
		4 長期前受金戻入収益	3,018,297	
		5 雑収益	83,078	
	3	特別利益	70,312	
		1 固定資産売却益	110	
		2 過年度損益修正益	70,199	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画  
及び支出

(単位 千円)

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		10,364,300	
	1	営業費用	9,704,941	
		1 管渠費	570,966	
		2 ポンプ場費	97,690	
		3 処理場費	1,796,017	
		4 浄化槽費	28,228	
		5 流域下水道 維持管理負担金	540,207	
		6 業務費	275,747	
		7 総係費	197,239	
		8 減価償却費	6,153,497	
		9 資産減耗費	45,350	
	2	営業外費用	654,899	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	564,899	
		2 消費税及び地方消費税	90,000	
	3	特別損失	3,460	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,260	
		3 その他特別損失	1,190	
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

## 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			3,945,200	
	1 企業債		2,092,500	
		1 企業債	2,092,500	
	2 国庫補助金		908,029	
		1 国庫補助金	908,029	
	3 他会計出資金		897,303	
		1 他会計出資金	897,303	
	4 負担金		44,987	
		1 工事負担金	25,490	
		2 受益者負担金	14,397	
		3 受益者分担金	5,100	
	5 貸付金回収金		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金回収金	2,380	
6 固定資産売却代金		1		
	1 固定資産売却代金	1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			7,325,400	
	1 建設改良費		3,254,100	
		1 事務費	128,644	
		2 資産購入費	9,600	
		3 管路整備費	2,028,905	
		4 ポンプ場整備費	499,878	
		5 処理場整備費	437,440	
		6 浄化槽整備費	4,735	
		7 流域下水道建設負担金	144,898	
	2 企業債償還金		4,067,920	
		1 企業債償還金	4,067,920	
	3 投資		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金	2,380	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

# 水道事業会計

## 令和6年度長岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度長岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	109,700 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	30,471,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	83,482 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 送配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		5,601,900 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,070,509 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		531,380 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円

	支	出
第 1 款 事 業 費 用	5,376,000 千円	
第 1 項 営 業 費 用	5,085,441 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	279,459 千円	
第 3 項 特 別 損 失	1,100 千円	
第 4 項 予 備 費	10,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,041,100千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額283,440千円、当年度分損益勘定留保資金1,790,246千円及び減債積立金967,414千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,194,100 千円
第1項 企業債	1,856,700 千円
第2項 国庫補助金	70,000 千円
第3項 出資金	51,252 千円
第4項 工事負担金	216,148 千円

支 出	
第1款 資本的支出	5,235,200 千円
第1項 建設改良費	3,802,990 千円
第2項 企業債償還金	1,418,028 千円
第3項 国庫補助金返還金	4,182 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	水質検査センター受変電設備更新事業	82,500	令和6年度	17,600
				令和7年度	64,900
資本的支出	建設改良費	大貝浄水場取水ポンプ電気設備更新事業	42,900	令和6年度	3,300
				令和7年度	39,600
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場1号沈でん池弁類等更新事業	50,600	令和6年度	15,700
				令和7年度	34,900
資本的支出	建設改良費	大河津分水路改修関連送水管移設事業	310,310	令和6年度	25,839
				令和7年度	284,471
資本的支出	建設改良費	青葉台ポンプ場送水ポンプ更新事業	151,800	令和6年度	31,900
				令和7年度	119,900
資本的支出	建設改良費	越路配水池電気設備更新事業	51,700	令和6年度	16,500
				令和7年度	35,200
資本的支出	建設改良費	本津川配水池設備更新事業	70,400	令和6年度	8,690
				令和7年度	61,710
資本的支出	建設改良費	上塩高区配水池ほか設備更新事業	49,610	令和6年度	8,470
				令和7年度	41,140

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設整備事業	1,856,700	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	1,856,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 956,402 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 西部丘陵水道建設事業に伴う企業債利子補助	408 千円
(2) 大積地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	445 千円
(3) 太田地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	2,222 千円
(4) 西部丘陵東地区配水管整備事業に伴う企業債利子補助	178 千円
(5) 西部丘陵東地区産業ゾーン(第2期)配水管布設事業に伴う企業債利子補助	144 千円
(6) 児童手当に対する負担金	6,660 千円
合 計	10,057 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、52,829千円と定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和6年度長岡市水道  
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 事業収益			5,601,900		
	1 営業収益		5,070,509		
		1 給水収益	4,723,848		
		2 加入金	83,164		
		3 下水道受託収益	226,861		
		4 その他営業収益	36,636		
		2 営業外収益		531,380	
			1 受取利息及び配当金	270	
	2 他会計補助金		10,057		
	3 長期前受金戻入収益		487,871		
	3 特別利益		11		
		1 過年度損益修正益	11		

事業会計予算実施計画  
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 事業費用			5,376,000		
	1 営業費用		5,085,441		
		1 原水及び浄水費	1,184,841		
		2 配水費	701,607		
		3 給水費	297,651		
		4 業務費	359,712		
		5 総係費	257,817		
		6 減価償却費	2,227,025		
		7 資産減耗費	56,788		
		2 営業外費用		279,459	
			1 支払利息及び 企業債取扱諸費	186,370	
			2 雑支出	3,089	
			3 消費税及び地方消費税	90,000	
		3 特別損失		1,100	
	1 過年度損益修正損		1,100		
	4 予備費		10,000		
		1 予備費	10,000		

## 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			2,194,100	
	1 企業債		1,856,700	
		1 企業債	1,856,700	
	2 国庫補助金		70,000	
		1 国庫補助金	70,000	
	3 出資金		51,252	
		1 出資金	51,252	
	4 工事負担金		216,148	
1 工事負担金		216,148		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			5,235,200	
	1 建設改良費		3,802,990	
		1 事務費	120,120	
		2 資産購入費	5,619	
		3 原浄水施設費	301,837	
		4 給配水施設費	3,375,414	
	2 企業債償還金		1,418,028	
		1 企業債償還金	1,418,028	
	3 国庫補助金返還金		4,182	
		1 国庫補助金返還金	4,182	
	4 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

# 簡易水道事業会計

## 令和6年度長岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度長岡市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,500 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	873,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	2,392 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 送配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		539,600 千円
第 1 項 営 業 収 益		139,229 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		400,360 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		539,600 千円
第 1 項 営 業 費 用		512,929 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		20,793 千円
第 3 項 特 別 損 失		5,378 千円
第 4 項 予 備 費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額207,000千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,813千円、当年度分損益勘定留保資金165,740千円及び減債積立金11,447千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		228,100 千円
第1項 企業債		205,600 千円
第2項 工事負担金		22,500 千円
支 出		
第1款 資本的支出		435,100 千円
第1項 建設改良費		228,741 千円
第2項 企業債償還金		205,859 千円
第3項 予備費		500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	虫亀浄水所 次亜注入電気設備更新事業	6,490	令和6年度	1,760
				令和7年度	4,730

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業	205,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	205,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 61,968 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 建設事業等に伴う企業債利子補助	20,655 千円
(2) その他簡易水道事業の支出に対する補助	304,131 千円
(3) 児童手当に対する負担金	1,380 千円
合 計	326,166 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,373千円と定める。

令和6年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

令和6年度長岡市簡易水道  
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			539,600	
	1 営業収益		139,229	
		1 給水収益	131,889	
		2 加 入 金	198	
		3 下水道受託収益	5,012	
		4 その他営業収益	2,130	
	2 営業外収益		400,360	
		1 他会計補助金	326,166	
		2 長期前受金戻入収益	70,535	
		3 雑 収 益	3,658	
		4 消費税及び 地方消費税還付金	1	
	3 特別利益		11	
		1 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画  
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用			539,600	
	1 営業費用		512,929	
		1 原水及び浄水費	147,893	
		2 配 水 費	89,311	
		3 給 水 費	18,497	
		4 業 務 費	3,589	
		5 総 係 費	14,614	
		6 減 価 償 却 費	232,809	
		7 資 産 減 耗 費	6,216	
	2 営業外費用		20,793	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	20,745	
		2 雑 支 出	48	
	3 特別損失		5,378	
		1 過年度損益修正損	330	
		2 その他特別損失	5,048	
	4 予 備 費		500	
		1 予 備 費	500	

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			228,100	
	1 企業債		205,600	
		1 企業債	205,600	
	2 工事負担金		22,500	
		1 工事負担金	22,500	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			435,100	
	1 建設改良費		228,741	
		1 原浄水施設費	101,164	
		2 給配水施設費	127,577	
	2 企業債償還金		205,859	
		1 企業債償還金	205,859	
	3 予備費		500	
1 予備費		500		